



上下水道局  
マスコット  
「クリン」

# 平成31年4月分から 下水道使用料を改定します

水道料金は現行どおりです

豊橋市の公共下水道は、平成7年度の下水道使用料改定から23年にわたり、コスト削減や経営の効率化に取り組むことで下水道使用料を据え置いてまいりました。また、地域下水道は平成14年度に公共下水道と同一の下水道使用料としましたが、割高な経費を使用料収入が大きく下回る状態が続いています。

今後、人口減少に伴う使用料収入の減少に加え、老朽化する施設の改築に係る経費の増加などに対処するために、公共下水道と地域下水道それぞれの実状に応じた下水道使用料の改定を行い、将来に向け下水道事業を持続的に運営してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 豊橋市の下水道について

2つの下水道事業があります。

### 公共下水道

- 主として市街地の下水(汚水・雨水)を処理・排除
- 昭和10年野田処理場にて処理開始
- 処理場3か所、ポンプ場15か所、1人あたりの汚水管の長さ3.73m

※下水道のほか、汚水の処理方式として合併処理浄化槽などがあります。

### 地域下水道

- 公共下水道の区域外の下水(汚水)を一定の地域ごとに処理
- 昭和48年天津処理場にて処理開始
- 処理場14か所、ポンプ場97か所、1人あたりの汚水管の長さ9.13m

## 改定の内容

4ページに排出量別の  
一覧があります。



### 平均改定率(使用料全体での改定率)

### 公共下水道

- 15.57%の値上げ

### 地域下水道

- 19.28%の値上げ(平成32年3月分まで)
- 12.24%の値上げ(平成32年4月分以降)※

地域下水道については、公共下水道に比べ大きな値上げとなるため、改定を2段階とすることにより皆さまのご負担を抑えます。

## 4人家族の平均的な下水道使用料(2か月分・排出量40m<sup>3</sup>・消費税8%込)

改定前 3,822円(公共下水道・地域下水道共通)

改定後

公共下水道の方

4,470円(648円の値上げ)

地域下水道の方

平成32年3月分まで 4,644円(822円の値上げ)

平成32年4月分以降 5,184円(540円の値上げ)※

※平成32年3月分までとの比較です。

### ●中核市(人口等同規模程度の都市)平均

公共下水道

中核市平均 5,040円

豊橋市は54市中安い方から17番目です。

地域下水道

中核市平均 6,246円

豊橋市は34市中(公共下水道のみの都市もあります)安い方から9番目(平成32年4月分以降の使用料)です。



## 改定の理由

### 古い污水管や処理場などの改築が必要です

豊橋市の下水道は、東京、名古屋、京都に次いで4番目に下水処理を開始した歴史の古い下水道です。

#### 公共下水道

- 処理開始から83年が経過し、污水管や処理場などが古くなっており、改築を進めています。今後さらに増加していきます。

#### 地域下水道

- 処理開始から46年が経過し、処理場などが古くなっており改築が増加していきます。
- 污水管も古くなってきており、今後、改築が必要です。



古くなった污水管を取り替えているところ  
【老朽管布設替工事】



古くなったポンプを取り外しているところ  
【機械設備改良工事】

### 赤字の解消が必要です

ご家庭や事業所などから出る污水は、皆さまからの使用料をもとに処理を行っています。

#### 公共下水道

- 過去に積み重ねた利益により赤字に対処していますが、今後、経費の増大によりまかないきれなくなります。

#### 地域下水道

- 使用料と国が示す基準による市の負担金では経費をまかなえず、税金により赤字を補っています。
- 平成32年度からの企業会計化を見据え、使用料収入による自立した事業運営が求められます。

## これからの下水道事業の取組み

### 安全で快適な生活環境づくりを進めます

大規模な地震などの災害が起きても下水道が使えるよう、下水道管や処理場などの耐震化を進めます。

### コスト削減を進めます

下水道管や処理場などの老朽化を長期的に予測し、点検調査や改築を適正に行いコスト削減を進めます。

## 改定後の使用料について

### 基本水量制を廃止し、10m<sup>3</sup>までの従量使用料区分を設けます

基本使用料に10m<sup>3</sup>までの排出量を含む現行の基本水量制は、排出量が10m<sup>3</sup>に満たないご家庭などが増加したことから、より公平な使用料体系とするため廃止します。

これにあわせて、従量使用料に新たに10m<sup>3</sup>までの排出量区分を設け、単価を最小単位の10円とします。

### 改定前・改定後の使用料単価等について

改定前・改定後の基本使用料および従量(超過)使用料の単価(月額・税抜)は以下の表のとおりです。改定後の使用料は、平成31年度から3年間の収支見通しにおいて必要とする使用料収入から算定を行いました。

また、4ページでは、改定前・改定後の2か月分の使用料をご覧ください。

#### 改定前

#### 公共下水道・地域下水道共通

(月額・税抜)

区分	基本使用料	超過使用料			
一般用	排出量 ～10m <sup>3</sup>	排出量 11～20m <sup>3</sup>	排出量 21～50m <sup>3</sup>	排出量 51～100m <sup>3</sup>	排出量 101m <sup>3</sup> ～
	770円	100円/m <sup>3</sup>	160円/m <sup>3</sup>	230円/m <sup>3</sup>	260円/m <sup>3</sup>
臨時用	260円/m <sup>3</sup>				

#### 改定後

#### 公共下水道

(月額・税抜)

区分	基本使用料	従量使用料				
一般用	770円	排出量 ～10m <sup>3</sup>	排出量 11～20m <sup>3</sup>	排出量 21～50m <sup>3</sup>	排出量 51～100m <sup>3</sup>	排出量 101m <sup>3</sup> ～
		10円/m <sup>3</sup>	120円/m <sup>3</sup>	190円/m <sup>3</sup>	270円/m <sup>3</sup>	300円/m <sup>3</sup>
臨時用	300円/m <sup>3</sup>					

※平均改定率 15.57%

#### 地域下水道

(月額・税抜)

区分	基本使用料	従量使用料				
一般用	900円	排出量 ～10m <sup>3</sup>	排出量 11～20m <sup>3</sup>	排出量 21～50m <sup>3</sup>	排出量 51～100m <sup>3</sup>	排出量 101m <sup>3</sup> ～
		10円/m <sup>3</sup> (5)	140円/m <sup>3</sup> (120)	220円/m <sup>3</sup> (190)	310円/m <sup>3</sup> (270)	350円/m <sup>3</sup> (305)
臨時用	350円/m <sup>3</sup>					

※平成32年3月分までの使用料については、( )内の金額となります。

※平均改定率 平成32年3月分まで:19.28% 平成32年4月分以降:12.24%(平成32年3月分までとの比較)

## 請求1回あたり(2か月分)の使用料(改定前・改定後)

### 公共下水道の方

	排出量	改定前	改定後	差額
2か月分の 使用料	10m <sup>3</sup>	1,662円	1,770円	108円
	20m <sup>3</sup>	1,662円	1,878円	216円
	30m <sup>3</sup>	2,742円	3,174円	432円
	40m <sup>3</sup>	3,822円	4,470円	648円
	50m <sup>3</sup>	5,550円	6,522円	972円
	60m <sup>3</sup>	7,278円	8,574円	1,296円
	70m <sup>3</sup>	9,006円	10,626円	1,620円
	80m <sup>3</sup>	10,734円	12,678円	1,944円
	90m <sup>3</sup>	12,462円	14,730円	2,268円
	100m <sup>3</sup>	14,190円	16,782円	2,592円

### 地域下水道の方

	排出量	改定前①	平成32年3月分まで②	平成32年4月分以降③	①と②の差額	②と③の差額
2か月分の 使用料	10m <sup>3</sup>	1,662円	1,998円	2,052円	336円	54円
	20m <sup>3</sup>	1,662円	2,052円	2,160円	390円	108円
	30m <sup>3</sup>	2,742円	3,348円	3,672円	606円	324円
	40m <sup>3</sup>	3,822円	4,644円	5,184円	822円	540円
	50m <sup>3</sup>	5,550円	6,696円	7,560円	1,146円	864円
	60m <sup>3</sup>	7,278円	8,748円	9,936円	1,470円	1,188円
	70m <sup>3</sup>	9,006円	10,800円	12,312円	1,794円	1,512円
	80m <sup>3</sup>	10,734円	12,852円	14,688円	2,118円	1,836円
	90m <sup>3</sup>	12,462円	14,904円	17,064円	2,442円	2,160円
	100m <sup>3</sup>	14,190円	16,956円	19,440円	2,766円	2,484円

※金額は全て消費税8%込みです。

※実際の請求額は水道料金(今回改定なし)を合わせた金額となります。

## お使いの下水道について

### 検針時の「お知らせ」をご確認ください。

「水道使用水量等のお知らせ」の通信欄に、「公共下水道」または「地域下水道」と記載していますので、ご確認ください。

(右図:公共下水道の例)

※平成31年1月検針分より記載しています。

※はがきでのお知らせの場合は、使用者氏名欄の下に記載しています。

### 水道使用水量等のお知らせ

豊橋市牛川町字下毛田29-1		お客様番号	000000-000-00
水道 太郎 様		年度・期別	平成32年 第1期分
		使用期間	平成32年3月31日から 平成32年4月30日まで
		口径	20 mm
		メーター番号	00-00000
指針及び水量		今回請求予定金額(税込)	
今回指針 A	***** m <sup>3</sup>	水道料金	***** 円
前回指針 B	***** m <sup>3</sup>	下水道使用料	***** 円
田メーター使用水量 C	***** m <sup>3</sup>		
水道水量 (A-B)+C	***** m <sup>3</sup>	合計金額	***** 円
下水排出量	***** m <sup>3</sup>	振替予定日	平成32年3月31日
前回水量	***** m <sup>3</sup>		
前年同期水量	***** m <sup>3</sup>		
通信欄	お使いの下水道は公共下水道です。		

## お問い合わせ先

### 使用料改定に関すること

上下水道局総務課 TEL 0532-51-2703  
2705

### お支払いに関すること 公共下水道・地域下水道のご確認

お客さま料金センター TEL 0532-51-2712

このほか、上下水道局ホームページでも、今回の使用料改定についてご案内しています。  
ホームページ <http://www.city.toyohashi.lg.jp/water/37472.htm/>  
(ホームページからのお問い合わせもできます)



上下水道局  
ホームページ  
QRコード